

# 介護保険サービス事業

## 居宅介護支援重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、彦根市介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例の規定に基づき、指定居宅介護支援の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

氏名

様

事業者

株 式 会 社 は え み

ケアプランセンターはえみ

# 重要事項説明書

## 1. 事業者（法人）の概要

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

事業者（法人）の名称	株式会社 はえみ
主たる事務所の所在地	〒521-1134 彦根市田附町1227番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 嶋本 隆道
設立年月日	平成 23 年 6 月 1 日
電話番号	0749-20-4876

## 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアプランセンターはえみ	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒521-1134 彦根市田附町1227番地	
電話番号	0749-20-4876	
指定年月日・事業所番号	平成 25 年 1 月 1 日 指定	2510200861
管理者の氏名	黒木 珠樹	
通常の事業の実施地域	彦根市、東近江市（旧能登川町、旧五個荘町）、近江八幡町、愛荘町、豊郷町、多賀町、甲良町	

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連結調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を整備します。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	1人	1人	2人

## 7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

## 8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0749-20-4876 担当 黒木 珠樹 面接場所 当事業所の相談室
---------	--

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	彦根市介護福祉課	0749-23-9660
	東近江市長寿福祉課	0748-24-5645
	豊郷町医療福祉課	0749-35-8117
	愛知川庁舎医療保険課	0749-42-7694
	滋賀県国民健康保険団体連合会	077-522-0065
	湖東健康福祉事務所	0749-22-1770
	滋賀県社会福祉協議会	077-567-3920
	滋賀県庁医療福祉推進課	077-528-3523
	甲良町役場保険福祉課	0749-38-3311
	多賀町役場福祉保健課	0749-48-8115
	近江八幡長寿福祉課	0748-31-3737

## 10. 人権擁護・虐待防止

事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保します。

### 11. 非常災害等対策

非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

### 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

平成 年 月 日

事業者は、ご本人様もしくはご家族様に、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者住所	滋賀県彦根市田附町 1227 番地	
事業者（法人）名	株式会社はえみ	印
代表者職・氏名	代表取締役 嶋本 隆道	
説明者職・氏名	管理者 黒木 珠樹	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

ご本人住所		
氏名		印

署名代行者（又は法定代理人）

住所		
氏名		印

本人との続柄